

運送保険の保険金をご請求されるご契約者様へ

A I G損害保険株式会社  
海損第二サービスセンター

運送保険  
保険金にかかわる消費税について（ご案内）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、運送保険はご承知のように貴社の貨物に事故があり損害を被られた場合、貨物に関わる直接損害をそのご請求金額に基き保険金をお支払いいたしております。  
しかし、ご請求額に本来、不課税の消費税や仕入控除の対象となる消費税が含まれるケースも多く、保険上も当然支払の対象とはならず、問題となることがあります。  
つきましては保険金請求額にかかわる消費税について下記のとおりご案内させていただきますので、その内容をご確認ください。

敬具

記

1. 消費税は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡等を課税の対象としています。資産につき加えられた損害の発生に伴い受ける損害賠償金は、資産の譲渡等の対価として受け取るものではありませんから、消費税は不課税となります。  
例えば、損害品が修理も手直しも不能であり処分された場合が該当します。
2. また、一般的に事業者が負担する損傷品の修理費は課税仕入れに当てはまり仕入税額の控除の対象となるためその消費税額は損害とは認められません。

以上